

頭首工の整備が可能な事業一覧

※主要な事業のみ（受益面積要件の高い「かんがい排水事業等」は記載していない）

山口県
H24.4月版

区分	国庫補助事業・交付金事業					県単独事業	
	公共事業			非公共事業			
事業名	地域自主戦略交付金					農山漁村活性化対策整備に関する事業	
	水利施設整備事業		地域用水環境整備事業	農地防災事業	中山間地域総合整備事業	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (基盤整備促進) 事業×ニュー：①農業用排水施設 要件類別：6	
旧事業名	基幹水利施設ストックマネジメント事業	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	地域用水環境整備事業	農業用河川工作物応急対策等事業	中山間地域総合整備事業（一般型）		
事業の主目的	利水	利水	利水及び環境、体制整備	治水	利水	利水	利水
工種	用排水施設整備	用排水施設整備	濁水対策施設整備		農業用排水施設整備	かんがい排水事業	
事業内容	国営土地改良事業により造成された農業用排水施設等及び、都道府県営土地改良事業により造成された農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定及び機能保全計画等に基づく対策工事の実施	団体営事業等で造成された農業用排水施設等に関する機能保全計画の作成及び機能保全計画に基づく対策工事の実施	農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持増進に資する施設の整備	農村振興局長が定める対策基準により改善措置を必要とする農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の整備補強、撤去等の実施	中山間地域における農業生産基盤、生活環境基盤の総合的な整備	農業の生産性の向上と安定的な農業経営確立のための施設整備	
単独実施の可否	×（機能保全計画の策定が必要）	×（機能保全計画の策定が必要）	×（他工種と併せて実施）	○	×（生産基盤2工種以上）	○	○
実施要件	<p>【対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、県営事業で造成された施設であること。 機能保全計画の策定に関する実施方針を策定していること。 対策工事は機能保全計画が策定されているもの。 	<p>【対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が作成する地域農業水利施設保全対策実施方針に位置付けられた施設であること。 ※ただし、基幹水利施設ストックマネジメント事業における県の実施方針に位置付けられた施設は本事業の対象外。 機能保全計画の策定に関する実施方針を策定していること。 ①機能保全計画の策定 末端支配面積100ヘクタール以上の施設であって施設状況から予防的な対策が有効と見込まれること。 ②対策工事 概ね3千万円以上 受益面積が100ヘクタール以上 又は 「①機能保全計画の策定」を実施していない場合で、機能保全計画を作成した場合は、10ヘクタール以上 ③緊急工事 施設の劣化に起因すると想定されるものであること。 ②対策工事及び③緊急工事 施設機能の向上を主目的としないこと。 	<p>（1）地域用水環境整備事業</p> <p>（ア）事業計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴史的諸条件やこれら地域に係る他の地域計画等から、事業を実施することが適当と認められること。</p> <p>（イ）事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。</p> <p>（ウ）総事業費が5千万円以上であること。</p> <p>（エ）地域用水機能増進施設の整備を行う場合においては、地域用水機能増進基本計画が策定されていること。</p> <p>単独整備にあつては別途要件に該当するものであること。</p> <p>（単独地域防災施設整備、単独濁水対策施設整備、単独魚道整備、小水力発電整備）</p>	<p>①農業用河川工作物の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備であつて、その総事業費が800万円以上であるもの。</p> <p>②工作物の構造が不適当又は不十分のため、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について、河川管理施設等応急対策基準により改善措置を必要とする物及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施必要とするもの。又は撤去等の工事が必要とするもの。</p> <p>③河川管理施設等応急対策基準により、応急対策を実施する河川管理施設等は、国直轄管理区間又は知事管理区間で河道の整備されている一連の区間に設置されている施設とする。</p>	<p>①農村振興基本計画に基づく実施計画が策定された地域。</p> <p>②5法指定地域（若しくは準する地域）又は5法指定地域を含む市町村であること。</p> <p>③農業生産基盤整備事業を2工種以上実施し、その受益面積の合計が次の基準を満たす地域。 【県営】60ha以上</p> <p>④生産基盤の実施地域は、林野率50%以上かつ勾配1/100の農用地面積が全農用地面積の1/2以上を占める地域であること。</p>	<p>①活性化計画を作成すること。</p> <p>②事業×ニューに応じた要件を満たすこと。</p> <p>○要件</p> <p>【担い手育成型】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益面積5ha以上であり、かつ担い手への利用集積が見込まれるもの。 ※担い手要件、集積要件等は経営体育成基盤整備事業と同。 <p>【農地維持保全型】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益面積5ha以上であり、かつ土地改良施設等の整備・保全が見込まれるもの。 	<p>①事業実施地域が、農業振興地域あるいは関係農家が当分の間、農業経営を継続する市街化区域及び用途区域であること。</p> <p>②事業費50万円以上</p> <p>③受益面積がおおむね2ha以上20ha未満であること。（中山間地域においては、おおむね1ha以上10ha未満）</p>
事業主体	県	市町・土地改良区等	県・市町等	県・市町等	県、市町	市町・土地改良区等	市町・土地改良区等
負担割合	国50%、県25%、地元25%	国50%、県 未定、地元 未定	<p>【県営】</p> <p>国50%、県25%、地元25%</p> <p>【団体営】</p> <p>国50%、県 未定、地元 未定</p>	<p>(7) 大規模 (事業費1億円以上)</p> <p>【県営】</p> <p>国55%、県37%、地元8%</p> <p>(4) 小規模 (事業費5,000万円～1億円未満)</p> <p>【県営】</p> <p>国50%、県42%、地元8%</p> <p>(2) 小規模 (事業費800万円～5,000万円未満)</p> <p>【団体営】</p> <p>国50%、県32%、地元18%</p>	<p>●生産基盤</p> <p>【県営】</p> <p>国55%、県30%、地元15%</p> <p>【団体営】</p> <p>国55%、県15%、地元30%</p>	<p>【一般地域】</p> <p>国50%、県10%、地元40%</p> <p>【5法指定地域】</p> <p>国55%、県10%、地元35%</p>	<p>県 30～50%※</p> <p>※市町の財政力指数による</p>